

事務連絡
令和7年4月2日

農作業安全対策全国推進会議参画団体 各位

農林水産省農産局農産政策部
技術普及課生産資材対策室長

労働安全衛生法令に基づく労働者への熱中症対応に係る報告体制の整備等について

日頃より農作業安全の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の猛暑の影響で増加している熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、厚生労働省において、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策を義務付ける労働安全衛生規則（省令）の改正に向けた作業が進められています。（公布：令和7年4月上旬（予定）、施行：同年6月1日（予定））

今般の規制対象となる事業者には、労働者を雇用する農業者や農業法人も含まれています。その内容については、当該農業者等に対して、熱中症があった際に対応できるよう「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」を行い、その内容を関係作業者に周知することを義務付けるものであり、適切に行わなかった場合の罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（労働安全衛生法第119条））も措置されています。

本制度に対する実際の農業現場における具体的な対応としては、必要事項を記載した「張り紙」を事務所等に掲示することが有効であることを踏まえ、当室において、厚生労働省担当部局とも調整の上、別添のとおり「張り紙」のひな型を作成いたしました。

貴団体におかれましては、このことを会員等に御周知の上、会員等より農業者等に対して本制度の周知を図るとともに、「張り紙」の活用についても情報提供くださいますようお願い申し上げます。

なお、このことは、地方農政局等を通じて都道府県にも農業者等への周知を依頼しておりますことをあらかじめ申し添えます。

（参考）

当該省令改正に係る厚生労働省「労働政策審議会安全衛生分科会」資料の URL
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_00043.html

(あて先)

- ・ 全国農業協同組合中央会
- ・ 全国農業協同組合連合会
- ・ 全国共済農業協同組合連合会
- ・ 全国厚生農業協同組合連合会
- ・ 公益社団法人全国農業共済協会
- ・ 一般社団法人日本農業機械化協会
- ・ 全国農業機械士協議会
- ・ 全国農業機械商業協同組合連合会
- ・ 全国農業機械整備技能士会
- ・ 一般社団法人日本農業機械工業会
- ・ 一般社団法人日本農村医学会
- ・ 全国農作業事故防止対策連絡協議会
- ・ 全国社会保険労務士会連合会
- ・ 公益社団法人日本農業法人協会
- ・ 全国農業会議所
- ・ 一般社団法人全国農業改良普及支援協会
- ・ 一般財団法人日本GAP協会
- ・ 日本農業労災学会
- ・ 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
- ・ 中央労働災害防止協会
- ・ 全国酪農業協同組合連合会
- ・ 全国畜産農業協同組合連合会
- ・ 全国開拓農業協同組合連合会
- ・ 公益社団法人中央畜産会
- ・ 一般社団法人日本草地畜産種子協会
- ・ 独立行政法人家畜改良センター
- ・ 公益社団法人全国和牛登録協会
- ・ 一般社団法人日本あか牛登録協会
- ・ 一般社団法人日本短角種登録協会
- ・ 一般社団法人家畜改良事業団
- ・ 一般社団法人日本家畜人工授精師協会
- ・ 一般社団法人日本ホルスタイン登録協会

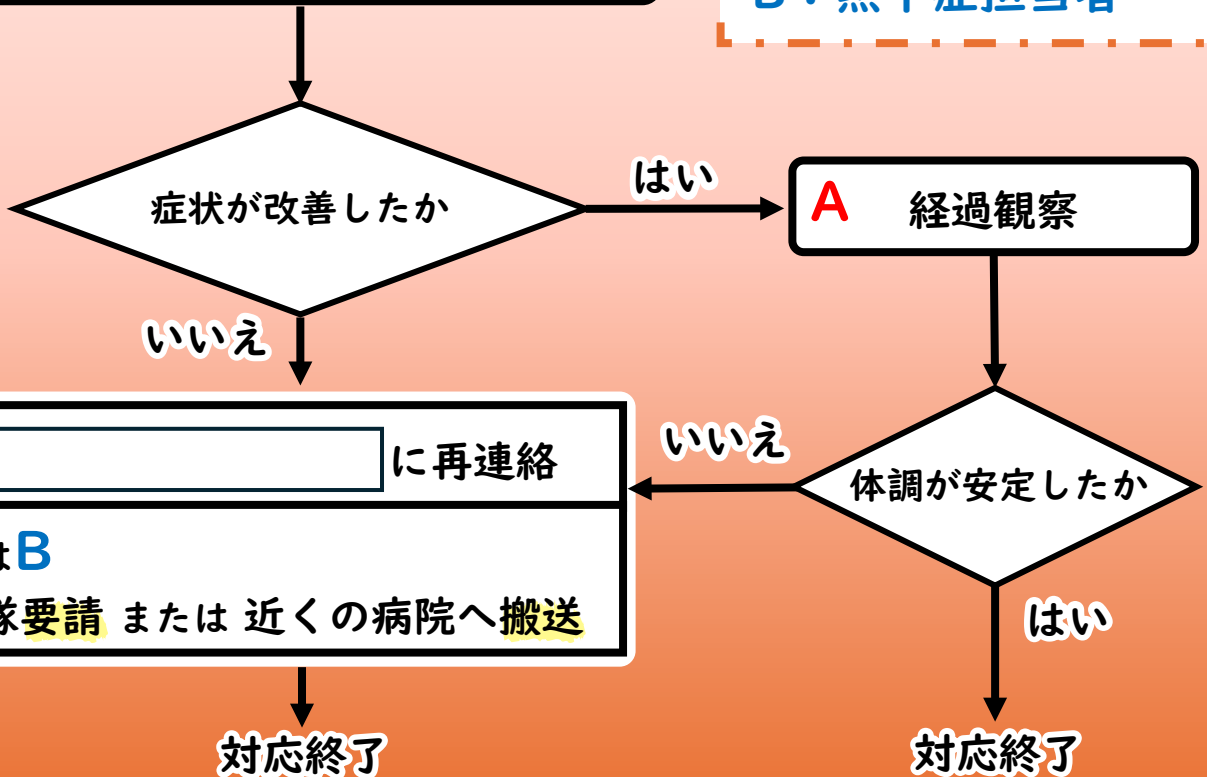
作成日： 年 月 日

作成者：

「熱中症」対応フロー

- A** ・ 熱中症発症または熱中症患者発見
- ・ **B** に連絡
 - ・ 作業を中断して応急処置

A：あなた
(発症者・発見者)
B：熱中症担当者



熱中症のおそれがある時の連絡体制

① 熱中症担当者

担当者：

TEL：

- ・ 上記連絡先に連絡がつかない時は
応急処置や救急隊要請を優先し、
事後に連絡すること。

② 救急・近隣病院

救急隊要請

119番!

近くの病院：

住所：

TEL：

仕事が終わった後でも、体調が悪化したと感じたら、すぐに救急隊を呼んでください！
(熱中症は回復後に症状が悪化するケースがあります！)

熱中症対策に関する有識者ヒアリングの結果概要

第174回提出資料

ヒアリング概要（総論）

- 「熱中症基本対策要綱」等に盛り込んでいる事項は現場において積極的に実施すべきであり、その一部については重篤化防止の観点から義務化も含めて強化することが適当。
- 熱中症を重篤化させないためには、以下の2点が重要。
 - ① 可能な限り早期に異常が認められる者（熱中症になりそうな者）を発見すること
 - ② 異常が認められる者に対し、「暑熱作業からの早期離脱」、「早期の身体冷却」、「有効な休憩設備の利用」、「躊躇ない医療機関への搬送（水分摂取等の様子がおかしい場合）」を実施すること
- 熱中症を重篤化させないためには、各現場において、「作業内容や作業環境に伴う熱中症リスク」や上記①～②の具体的実施方法を分かりやすい形で管理者・作業者が共有することが重要。

ヒアリング概要（各論・一部抜粋）

- 具体的な措置を事業者に義務付ける場合の基準は設けるべきだが、WBGTや気温の数値のみで一律に定めるのではなく、「WBGTの値」、「作業強度」、「作業時の着衣の状況」等の組合せによる必要があるが、WBGT28度を超えると急激に、救急搬送者数も増えるため、これを一つの線引きとすることが適当。
- 異常を発見するための対応としては、職場巡視等によって自覚症状の有無や受け答えに異変がないかを確認することが必要であるが、具体的な実施方法については、現場の実情に応じ、バディ制やウェアラブル端末の活用など実効性の高い方法とすべき。
- 異常が認められる者が発生した場合の対応に関する教育については非常に重要。作業者に対する教育は、「熱中症基本対策要綱」で示している「熱中症予防管理者」など、熱中症予防対策に詳しい管理者を各現場において選任し、その者が中心となって実施することが望ましい。

今後の熱中症対策について（案）

第174回提出資料

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

○ 熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者が罰則付きで義務付けることとする。

1 熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係労働者に対して周知すること。

※ 報告を受けるだけでなく、積極的に「熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置」として、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡等現場において取り組まれている効果的な措置を通達で推奨する。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（参考例は別添のとおり）を事業場ごとにあらかじめ作成し、関係労働者に対して周知すること。

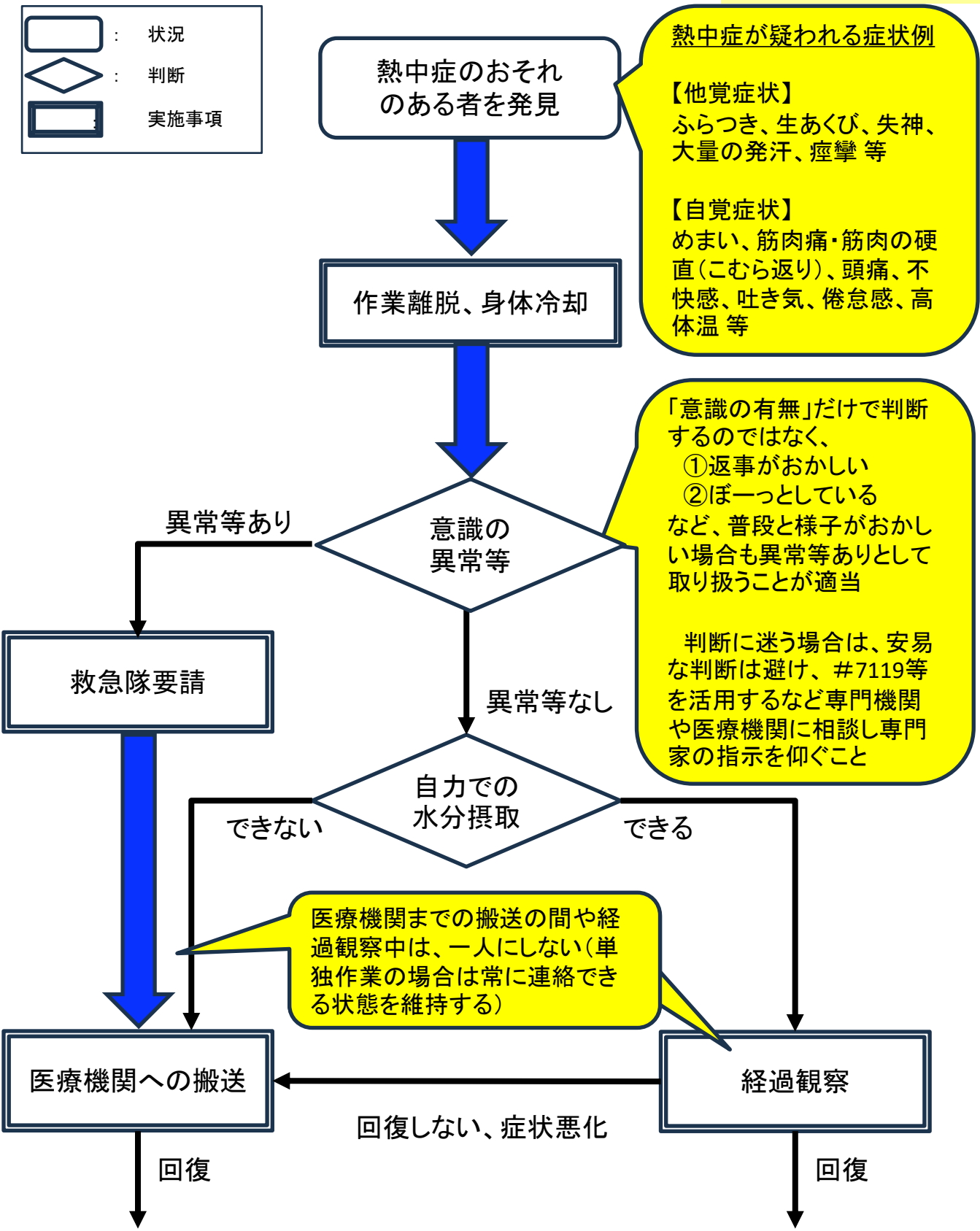
※ 「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」は、以下の作業（熱中症のおそれのある作業）を対象に罰則付きで義務化。当該作業で熱中症が疑われる労働者が発生した場合には、WBGT値や作業時間等にかかわらず、実施手順を踏まえ、適切に対処することを通達で示す。

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業

※ 作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を通達で推奨する。

※ なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

第174回提出資料



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならないものとする。

二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならないものとする。

第二 施行期日

この省令は、令和七年六月一日から施行すること。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

○ 以下 1、2 の事項を事業者義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

①「熱中症の自覚症状がある作業員」

②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

①作業からの離脱

②身体のコールド

③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること

④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

3 公布日等

（1）公布日 令和7年4月上旬（予定）

（2）施行日 令和7年6月1日

媒体名	日本農業新聞
掲載日	2025. 3. 13

熱中症対策を義務化

厚労省 罰則あり、6月施行へ

厚生労働省は、農業法人を含めた事業者
に、労働者の熱中症対策を義務付ける。従
業員に屋外作業など熱中症にかかる恐れが
ある作業をさせる際、熱中症の発生の報告
体制や、休ませて体を冷やしたり医療機関
に搬送したりといった対応手順をあらかじめ
定めるよう求める。取り組みが不十分な
場合の罰則も設ける。4月上旬にも関連法
の規則を改正し、6月から施行する。

12日に開いた労働政
策審議会の分科会で案
を示し、了承された。
労働安全衛生法の関連
規則を改正する。
熱中症による死亡事
故を防ぐには、現場で

熱中症の恐れがある作
業者や自覚症状に早期
に気付く、迅速に対処
する必要がある。
そこで事業者には、
①早期発見の報告体制
整備の義務化を防ぐ措

置や手順の作成③関係
する労働者への周知―
を義務付ける。報告
体制では、熱中症を発
見した場合の連絡先や
担当事者を事業場ごと
に「暑さ指数(WBG
28以上または気温

31度以上の環境で、連
続1時間以上または1
日4時間以上」の労働
をさせる場合、対策が
義務付けられる。対策
を怠った場合、6カ月
以下の懲役、または50
万円以下の罰金が科さ
れる可能性がある。
熱中症が原因で死亡
する労働災害は多発し
ている。同省の統計で
は2022年は30人、
23年は31人が死亡。要
因は、初期症状の放置
と医療機関に搬送しな
いなど対応不備が多
い。同省は「他の災害
より死亡に至るケース
が多く、早急な対応が
求められる」(安全衛
生部計画課)とする。
農水省によると熱中
症が原因の農作業死亡
事故は37件(23年)。
労働災害と個人農業者
の死亡も含む。
(古田島知則)